

高等教育の質保証に向けた 認証評価のあり方と活用

平成24年8月
大学評価・学位授与機構
研究開発部 栗田佳代子

目次

- 1) 認証評価について
- 2) 検証研究からの示唆
- 3) 認証評価と機構の活用

1) 認証評価について

認証評価とは

学校教育法第109条： 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について 自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間毎に、**文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）**を受けるものとする。...

大学評価・学位授与機構

- ◆2005年より第1サイクルの評価開始
- ◆今年(2014)は第2サイクルの1年目



1494

5

新基準

『大学機関別認証評価:大学評価基準』

(第2サイクル)

(第1サイクル)

基準1:大学の目的

基準1:大学の目的

基準2:教育研究組織

基準2:教育研究組織

基準3:教員及び教育支援者

基準3:教員及び教育支援者

基準4:学生の受入

基準4:学生の受入

基準5:教育内容及び方法

基準5:教育内容及び方法

○学士課程

○学士課程

○大学院課程(専門職学位課程を含む。)

○大学院課程

~~○専門職学位課程~~

6

新基準(続)

『大学機関別認証評価:大学評価基準』

(第2サイクル)

(第1サイクル)

基準6:学習成果

基準6:教育の成果

基準7:施設・設備及び学生支援

基準7:学生支援等

基準8:施設・設備

基準8:教育の内部質保証システム

基準9:教育の質の向上及び改善のためのシステム

基準9:財務基盤及び管理運営

基準10:財務

基準10:教育情報等の公表

基準11:管理運営

7

第2サイクルでの改善点

- 第1サイクル検証結果、中教審答申及び報告書、評価の国際的動向を考慮
- 基準等を一部改訂し下記事項を重視
 - － 学習成果
 - － 内部質保証システム
 - － 大学における情報の公表

8

第2サイクルでの改善点（続）

● 評価の効率化（負担の軽減）

— 基準、観点等の整理・統合／削除・修正

- ・ 観点： 116（平成17）→ 99（平成23）→ 81（新）
- ・ **変えずにすむところは変えない！**（1サイクル目の分析法が利用可／必要なデータ・資料）

— その他

- ・ 字数制限の緩和（基準から全体へ）
- ・ 「基準の概要」を削除
- ・ 各観点と関係法令の明確化／法令チェックシートを追加
- ・ 「●（クロマル）留意点」を追加（この観点では分析しない！）

●（第1サイクル目の）認証評価／設置認可との連続性の確保に配慮

9

< 基準 6 学習成果 >

『大学機関別認証評価：大学評価基準』：pp.13-14

- 「教員の視点にたった教育（教員が何を教えるか）」から「**学生の視点にたった教育（学生がどのような能力を身に付けるか（付けたか））**」への視点の転換から、基準の名称を変更。

- ただし、「基本的な観点」及び、分析に用いる「データ・資料」については、**第1サイクルのそれらと基本的に同じ。**

< 『自己評価実施要項』 p.41～p.42、『Q&A』：Q47～Q49 参照 >

10

観点6-1-① 卒業（修了）状況等

○ 提出必須データ（新規）：

学部・研究科ごとの

- ・ “標準修業年限内卒業（修了）率”
- ・ “「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率”

（過去5年分程度）

（詳しくは、『自己評価実施要項』p.41参照）

11

観点6-1-② 学生の意見聴取

- 旧観点6-1-③ 「授業評価等、学生の意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。」



新観点6-1-② 「**学習の達成度**や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が**上がっているか。**」

12

観点6-2-① 就職・進学状況

- 提出必須データ(新規):
学部・研究科ごとの
 - “進学率”
 - “就職率(就職者数/卒業(修了)者数)”
 - “就職希望者就職率
(就職者数/就職希望者数)”
(過去5年分程度)

13

基準6-2-② 卒業(修了)生、就職先の意見

- 大学が現在把握している根拠資料・データの中から、間接的又は部分的であっても、状況が客観的に裏付けられるものを示しつつ分析。
 - ー 興味深い“卒業(修了)生・企業等の意見聴取”の例
 - 電気通信大学(H21/基準9)
 - 北海道大学(H21/基準6)
 - 静岡文化芸術大学(H22/基準6)

14

<基準6 学習成果> に関連する

<基準5 教育内容及び方法>
の重要項目

15

観点5-3-③ 成績評価の厳格性

- 旧観点5-3-②「成績評価等の**正確さ**を担保するための措置が講じられているか」
↓
新観点5-3-③「成績評価等の**客観性、厳格性**を担保するための**組織的な措置**が講じられているか。」
- 「安易に単位を与えていないでしょうね」という趣旨です!!
 - ー 現行の大学制度では、個々の授業の成績評価を積み上げて、卒業認定。**厳格な成績評価は大学教育の質保証の原点。**

【関係法令等】 **** 大学設置基準第25条の2(平成20年度施行) ****

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

16

観点5-2-② 単位の実質化

- 学生の主体的な学習を促し、必要な学習時間を確保するような取組がなされているかを分析。

← “学習時間の実質的な増加・確保”（『予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ』中央教育審議会大学分科会大学教育部会審議まとめ、平成24年3月26日）

【関係法令等】

**** 大学設置基準第21条第2項(単位) ****

- 「1単位45時間の学修を標準／講義：15時間を1単位」

**** 大学設置基準第22条(一年間の授業期間) ****

- 「1年間の授業期間：35週を原則」

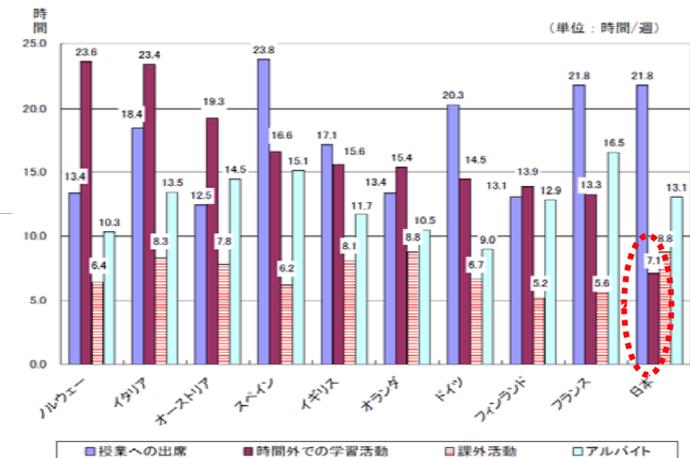
**** 大学設置基準第23条(各授業科目の授業期間) ****

- 「各授業は、10週又は15週」

**** 大学設置基準第27条の2(履修科目の登録の上限) ****

17

参考：学期中の活動内容の国際比較



(中央教育審議会「学士課程の構築に向けて」(答申)資料2-13より*)

18

18

参考：1日あたり何時間学習？

- ・4年生大学では、卒業までに**124単位**
- ・124単位÷8学期=15.5単位／学期(2学期制)
- ・15.5単位×45時間=697.5時間／学期
- ・697.5時間／17.5週=39.8時間／週
- ・39.8時間／5日 **8.0時間／日**

(*：5.8時間弱／日；**：4.6時間／日)

** 東京大学 大学経営政策研究センター『全国大学生調査』2007年

19

観点5-2-③ シラバス

- シラバスが適切に作成されているかについて分析。
 - ー 授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法、成績評価基準、**準備学習等についての具体的な指示**、教科書・参考文献、履修条件等。
- 学生の活用(科目選択、準備学習に利用)状況进行分析

【関係法令】

**** 大学設置基準第25条の2(平成20年度施行) ****

大学は、学生に対して、**授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示**するものとする。

**** 大学設置基準第25条の2(平成20年度施行) ****

2 大学は、**学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示**するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

20

<基準 8 教育の内部質保証システム>

『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.17-18

- 旧観点9-1-①:「教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。」



(データや資料を収集・蓄積するのみでなく、分析、更に、改善・向上に結びつけるための体制の整備と機能)

- 新観点8-1-①:「教育の取組状況や教育による学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証すると共に、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。」
- 他の観点は、第1サイクルと同様。

21

<基準 8 教育の内部質保証システム>

『Q&A』 Q51

- 大学教育において保証されるべき質の対象としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々なものがありますが、最終的に保証されるべきは、大学によって授与される「学位」の質*であり、その保証については、第一義的には、それぞれの大学が責任を持つべきものと考えられます。

* 学びの内容と水準

(中央教育審議会大学分科会『中長期的な大学教育のあり方に関する第二次報告』(平成21年8月))

- それぞれの大学は、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について継続的に点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していることが必要です。

22

<基準 10 教育情報等の公表>

『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.21-22

- **新設/3つの観点**
- 法令等により公表が義務づけられている情報
 - (1) 教育についての基本情報 (学校教育法施行規則第172条の2)
 - (2) 自己点検・評価の結果 (学校教育法第109条第1項)
 - (3) 財務諸表等の情報 (各大学を設置する法人に適用される関係法令 (『Q&A:66』参照))

(学校教育法第113条については、『Q&A:65』参照)

23

*****学校教育法施行規則第172条の2

(平成23年4月1日施行)*****

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

観点10-1-①

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 観点10-1-②:AP
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、收容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

24

*****学校教育法施行規則第172条の2

(平成23年4月1日施行):続*****

- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ**学生が修得すべき知識及び能力**に関する情報を積極的に公表するよう**努めるものとする。** 観点10-1-②:DP

25

大学機関別選択評価

平成24年度から新しくスタート！

『大学機関別選択評価:実施大綱』
『大学機関別選択評価:選択評価事項』

大学機関別選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が第1サイクルにおいて実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの
- 大学機関別選択評価は、機構が定める**選択評価事項**について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施します。
 - 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - 毎年度の申請が可能

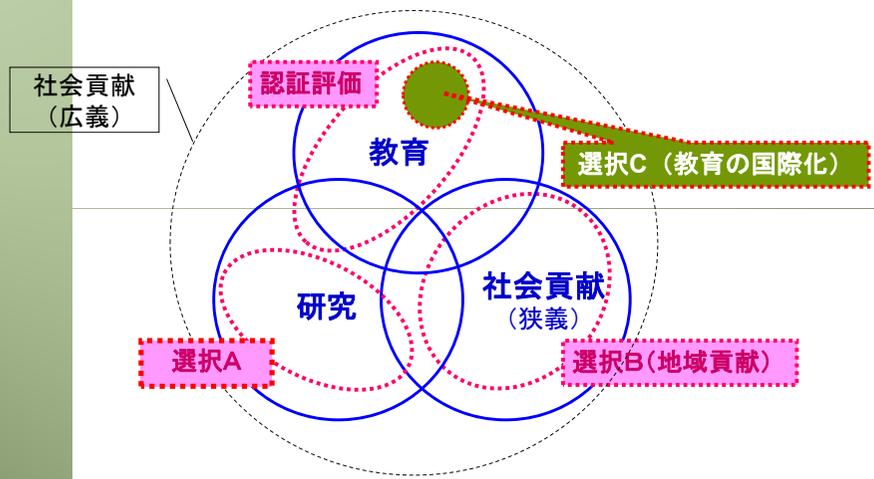
27

選択評価事項

- 選択評価事項 A : 研究活動の状況
- 選択評価事項 B : **地域貢献活動**の状況
*旧 : 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」)
- 選択評価事項 C : **教育の国際化**の状況
* 平成25年度から、新たに追加。

28

“認証評価”と“選択評価”



● 平成19年「学校教育法」改正：第83条2項「... その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与」

29

選択評価事項A — 研究活動の状況 —

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』

選択評価事項B — 地域貢献活動の状況 —

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』
別紙2(p.21～)

- 地域貢献活動の例
 - 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
 - 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
 - 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画
- 「地域」の範囲は、特に、限定しない。
 - 大学の目的や状況に応じて適宜判断

観点群 B-1-①～④

○ 各観点において“PDCA”の順に記述・分析。

- － 観点B-1-①“P”： 計画
- － 観点B-1-②“D”： 実施
- － 観点B-1-③“C”： 検証
- － 観点B-1-④“A”： 改善の取組

○ 第1サイクルにおいて“P/D”が明確に区別されていない自己評価書が少なからずあったので注意。

○ 観点B-1-② 提出必須データ(新規):各活動の実施状況が確認できる資料(公開講座等の開催回数・参加者数、図書館の利用者数、企業との共同により開発された製品数、参画した審議回数・委員数等)(過去5年分程度)

33

選択評価事項C

－ 教育の国際化の状況 －

『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』

○ 教育の国際化に向けた活動を、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から分析。

○ 教育の国際化に向けた活動例

「国際的な教育環境の構築」

- － 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

- － 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

- － 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

35

観点群 C-1-①～④

○ 各観点において“PDCA”の順に記述・分析。

- － 観点C-1-①“P”： 計画
- － 観点C-1-②“D”： 実施
- － 観点C-1-③“C”： 検証
- － 観点C-1-④“A”： 改善の取組

○ 自己評価書の作成に当たっては、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の流れがわかるように記載。

36

観点群 C-1-①～④ (続)

- 観点C-1-② 提出必須データ:
 - ・外国人学生の受入の実施状況が確認できる資料
「外国人学生受入実績票」
 - ・国内学生の海外派遣の実施状況が確認できる資料
「国内学生海外派遣実績票」
- 観点C-1-③ 提出必須データ:
 - ・卒業(修了)の状況、単位修得・受講状況等が確認できる資料(過去3年分程度)
- 観点C-1-④ 提出必須データ:
 - ・大学機関別認証評価の自己評価書・評価報告書(直近のもの)※提出部数は別途指示。

37

選択評価事項 C「教育の国際化の状況」

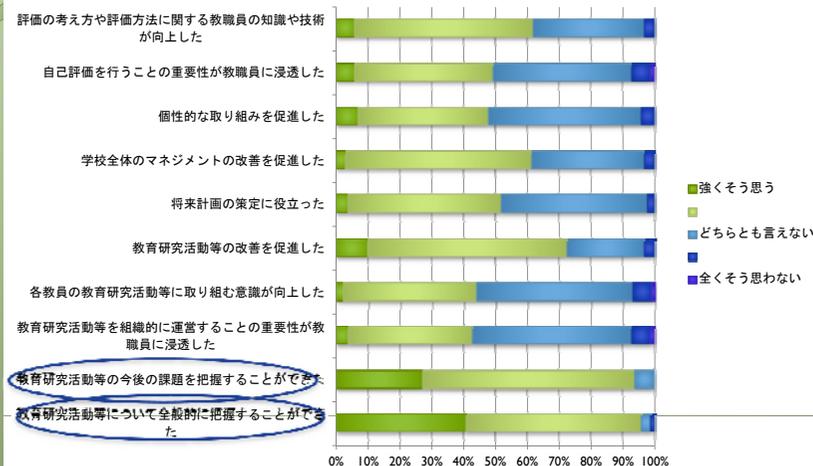
- 目的の達成状況に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を4段階で評価
 - 一般的な水準から卓越している
 - 一般的な水準を上回っている
 - 一般的な水準にある
 - 一般的な水準を下回っている
- 『水準』については6月の説明会において説明

38

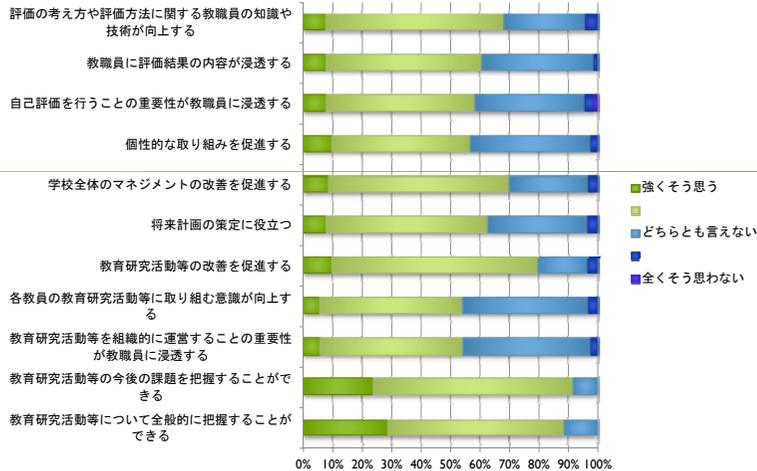
2) 検証からの示唆

39

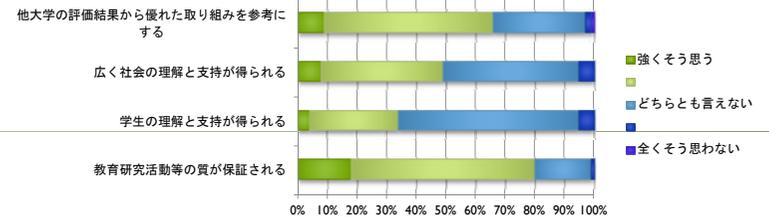
自己評価を行ったことによる効果・影響



評価結果を受けたことによる 今後の効果・影響



評価結果を受けたことによる 今後の効果・影響



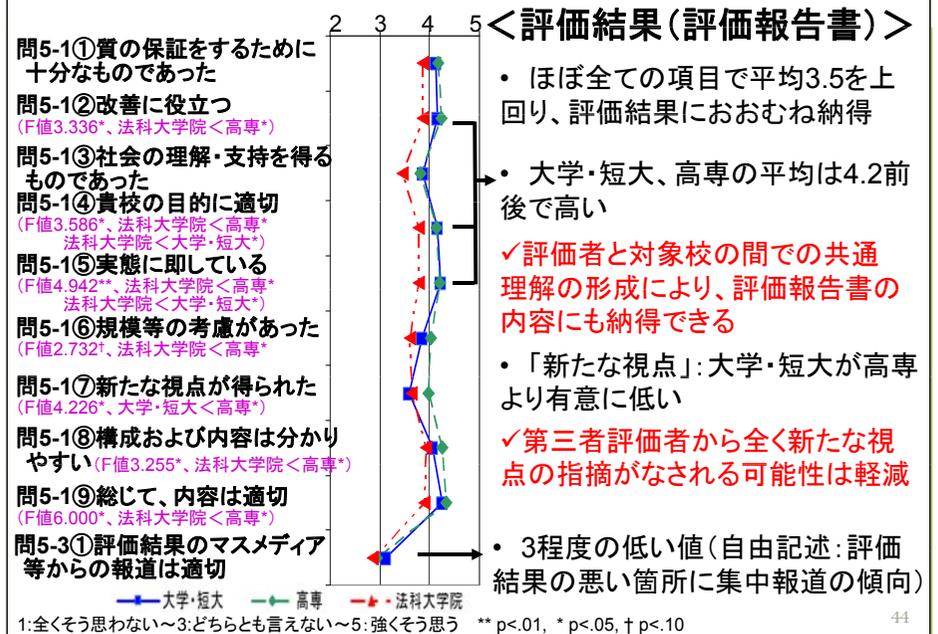
検証アンケート調査の概要 金・齊藤・林(2009)

年度別調査対象校

対象	2005年		2006年		2007年		合計	
	対象校	回答 (回収率)	対象校	回答 (回収率)	対象校	回答 (回収率)	対象校	回答 (回収率)
大学・短期大学	6 (2)	5 (83.3%)	11 (1)	11 (100%)	40 (2)	38 (95%)	57 (5)	54 (94.7%)
高専	18	18 (100%)	18	18 (100%)	20	20 (100%)	56	56 (100%)
法科大学院	4	4 (100%)	13	13 (100%)	12	11 (91.7%)	29	28 (96.6%)
合計	28	27 (96.4%)	42	42 (100%)	72	69 (95.8)	142	138 (97.2%)

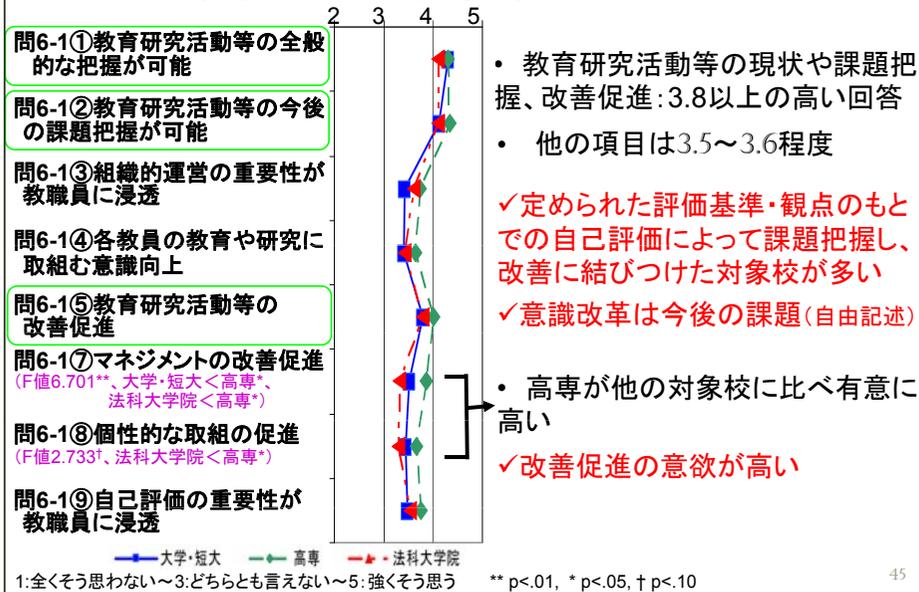
※大学・短期大学の評価対象校数のうち、括弧内は短期大学の内数

学校種別による認識の差異



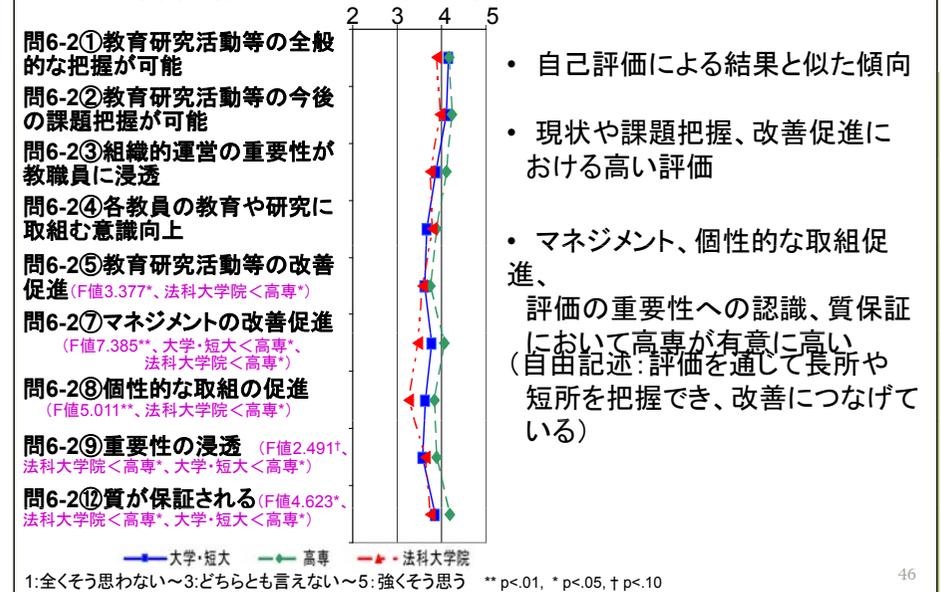
学校種別による認識の差異

<自己評価による効果・影響>



学校種別による認識の差異

<評価結果による効果・影響>



学校種別による認識の差異(8)

<自己評価と評価結果での効果・影響>

項目	大学・短大		高専		法科大学院	
	平均値の差	t値	平均値の差	t値	平均値の差	t値
①教育研究活動等の全般的な把握が可能	-0.15	-2.06*	-0.14	-1.93†	-0.21	-2.27*
③組織的運営の重要性が教職員に浸透	0.24	2.75**	0.16	2.43*	0.18	1.72
④各教員の教育や研究に取り組む意識向上	0.20	2.84**	0.13	2.18*	0.14	2.12*
⑦マネジメントの改善促進	0.26	3.24**	0.20	3.67**	0.14	1.69
⑧個人的な取組の促進	0.19	2.63*	0.18	2.46*	-0.04	-0.24
⑨重要性の浸透	0.09	1.00	0.14	2.21*	0.11	1.00

** p<.01, * p<.05, † p<.10

• 教職員の意識変化を引き起こすには、学内での取組+外部からの指摘が一つの圧力やインセンティブとして機能しうる

評価の内部浸透段階の仮説

	第1段階	第2段階	第3段階
対象校での評価の内部化の程度	自己評価を通じて教育・研究を改善する体制が存在せず、組織として機能していない。	内部で常設の評価体制が設置される。	評価が日常的な改善体制と一体化する。
第三者評価の位置づけ	第三者評価を受けなければならないことが、教育・研究について組織的に考える初めての機会。	第三者評価は、内部での自己評価や教育改善を駆動させるための一つの外圧。	日常的に教育・研究活動の確認や修正が行われており、第三者評価への対応は、その総括や対外報告。
第三者評価システムのあり方	評価基準として教育・研究の運営で考慮すべき項目が詳細に示されていることが必要。自己評価作業が不慣れで十分ではないため、第三者としての評価者が長所・短所を詳細に指摘する必要が有る。	評価や改善を進める一つの指針として評価基準が詳細に定められている必要があるが、全ての内容を根拠をもとに詳細に確認して第三者評価を行う必要はない。内部質保証体制が機能していることを評価することにより、その構築を促進することに重点が置かれる。	全体的な状況については、大学内部の質保証機能の評価によって質保証を行う。大学自身が詳細な評価を行いたい高度な課題を設定し、専門知識を有する外部評価者によるコンサルテーション的な第三者評価を実施する必要。

- ✓ 対象校自身が満足できる自己評価を行う
⇒ 適切な現状把握 ⇒ 改善促進
∴ 評価の効果は対象校自身の取組が重要

- ✓ 評価結果後の改善は、
 - ①評価報告書による現状把握、
 - ②自己評価段階で既に改善された程度、
 - ③評価結果が一つの外圧やインセンティブとして教職の意識変化を促している程度、
が総合的に影響

49

- 大学等の質保証体制の状況を踏まえて、評価システムも常に変化をして費用対効果を高める必要
- 分野別評価は、教育研究内容の具体的な改善につながる可能性がある反面、大学等と評価者との対立構造が生じないような方策が必要
 - 評価基準の精緻さと評価対象の自由の確保のバランスの検討
 - 予備評価などによる基準への共通見解構築の必要性

50

3) 認証評価と機構の活用

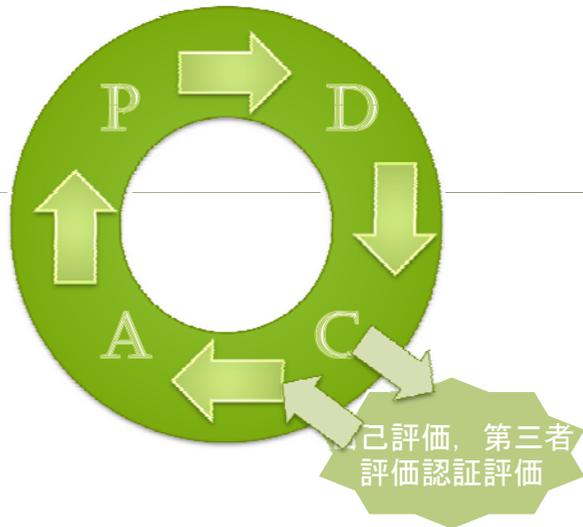
個人的には・・・

- 訪問調査”バックヤード”について
- 機構教職員・委員の基本的マインド
- 評価作業から学ぶこと

51

52

PDCAサイクルと認証評価



優れた点・改善を要する点

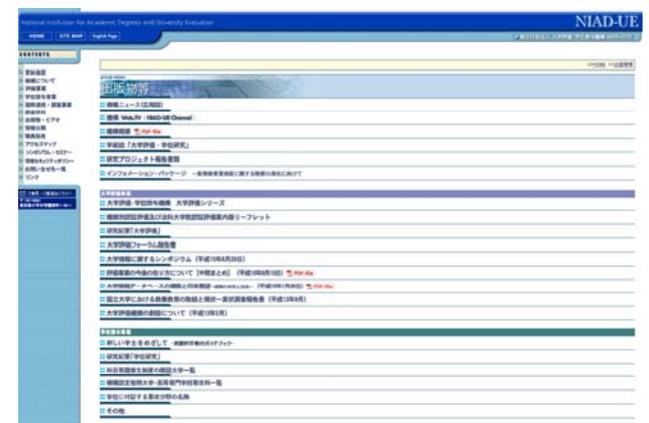
- 第一サイクルの方針
個性の伸長, 優れた点を指摘

リソースとしての機構サイト



[HTTP://WWW.NIAD.AC.JP/](http://www.niad.ac.jp/)

事業・研究などの出版物



[HTTP://WWW.NIAD.AC.JP/N_SHUPPAN/INDEX.HTML](http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/index.html)

国際連携，世界の質保証動向



HTTP://WWW.NIAD.AC.JP/N_KOKUSAI/INDEX.HTML

認証評価／選択評価は

機関と

大学評価・学位授与機構との

信頼関係に基づく協同作業

ありがとうございました

● お問い合わせ先 kurita@niad.ac.jp

【大学】 daigaku@niad.ac.jp

【高専】 kousen4@niad.ac.jp

【法科】 houka@niad.ac.jp